

川崎市延長保育事業実施要綱

11 川健育企第15号

平成11年4月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の児童福祉法第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）において、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに対し、同法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）を実施する場合の取扱いについて定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本市における延長保育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保育所（夜間保育所を除く。次号から第5号において同じ）等で行う開所時間後30分延長保育
 - ア 延長保育時間
延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに30分延長するものとする。
 - イ 職員
本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。
 - ウ 間食
本事業では対象児童に間食を提供するものとする。
- (2) 保育所等で行う開所時間後1時間延長保育
 - ア 延長保育時間
延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに1時間延長するものとする。
 - イ 職員
本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。
 - ウ 間食
本事業では対象児童に間食を提供するものとする。
- (3) 保育所等で行う開所時間後1時間30分延長保育
 - ア 延長保育時間
延長保育時間は、午後6時又は6時30分を超えて保育時間を後ろに1時間30分延長するものとする。
 - イ 職員
本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2人以上を配置する。
 - ウ 間食
本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(4) 保育所等で行う開所時間後 2 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午後 6 時を超えて保育時間を後ろに 2 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食を提供するものとする。

(5) 保育所等で行う開所時間前 30 分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 7 時 30 分から保育時間を前に 30 分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(6) 夜間保育所で行う開所時間前 2 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 2 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(7) 夜間保育所で行う開所時間前 2 時間 30 分延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 2 時間 30 分延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(8) 夜間保育所で行う開所時間前 3 時間延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前 11 時から保育時間を前に 3 時間延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、2 人以上を配置する。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

- (9) 保育所等で、短時間認定児に対し、その８時間の利用の基本となる保育時間を超えて開所時間内で行う延長保育

ア 延長保育時間

延長保育時間は、午前８時３０分又は９時から保育時間を前に午前７時又は７時３０分まで延長し、かつ、午後４時３０分又は５時を超えて保育時間を後ろに午後６時又は６時３０分まで延長するものとする。

イ 職員

本事業を担当する職員は、原則として保育士とし、２人以上を配置する。ただし、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士１人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士を１人とすることができるものとする。

ウ 間食

本事業では対象児童に間食の提供を要さないものとする。

(民間保育所の費用請求)

第３条 市内の民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。）は、市長に対し、他の市区町村に居住し市内の民間の保育所等で延長保育を実施している児童分を含めた延長保育対象児童の本事業に関わる費用を別に定めるところにより請求する。

(他市区町村への費用請求)

第４条 市長は、市内の保育所等で本事業を実施した他の市区町村児童分について、別に定める基準により当該市区町村に請求するものとする。

(延長保育料)

第５条 市長又は民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。）の施設長は、延長保育利用の申請を行い、延長保育の実施を決定した児童（他の市区町村に居住する児童を含む。）の保護者から、次のとおり延長保育料を徴収する。ただし、生活保護法による被保護世帯、前年度（４月から８月までの延長保育利用に限る。９月から３月までの延長保育利用においては当年度とする。以下この条において同じ。）市民税非課税世帯、川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第３条に掲げる要件を満たす場合に、地方税法第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦又は同第１２号に規定する寡夫であるとみなし、同第２９５条第１項第２号の適用により前年度市民税非課税相当となる世帯又は川崎市保育園条例第９条及び川崎市子ども・子育て支援法施行細則第１０条第１項により保育料が免除された世帯に属する児童の延長保育料は徴収しない。

- (１) 川崎市立保育所（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる保育所を含む。以下同じ。）

川崎市立保育所における延長保育料月額、川崎市保育園条例施行規則第９条に基づき、１月につき、１日当たり３０分までの延長保育利用を１単位とし、その単位ごとに１，０００円を乗じた額とする。

- (２) 民間の保育所等（川崎市保育園条例第５条第１項の規定により法人その他の団

体に管理を行わせる川崎市立保育所を除く。以下、特に定める場合を除き同じ。)

民間の保育所等における延長保育料月額、川崎市保育園条例施行規則第9条に準じて、1月につき、1日当たり30分までの延長保育利用を1単位とし、その単位ごとに1,000円を乗じた額とする。

なお、民間の保育所等(川崎市保育園条例第5条第1項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる川崎市立保育所を含む。)が第2条各号に規定する延長保育を日単位で利用することを認める場合には、1日につき、30分までの延長保育利用を1単位とし、その単位ごとに500円を乗じた額をガイドラインとして延長保育料を徴収することができるものとする。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、平成26年4月1日からこの要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、延長保育利用の申請を行い、延長保育の実施を決定した児童の保護者で、第5条但書きに規定する前年度市民税非課税相当となる世帯に属するものが、施行日から同年10月31日までの間に川崎市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱第5条に定めるところにより市長に申請した場合には、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、同年4月1日から適用する。